

代休を取っても割増賃金はもらえるのですか？

【質問】

課長から「あとで代休を取っていい」と言われ、休日出勤することが時々あります。私の会社は代休を取ると何も支払われませんが、友人の会社は割増賃金だけは支払われているようです。代休を取っても割増賃金はもらえるのですか？

【答え】

仕事の都合などで休日に働かなければならなくなった時の措置として、「代休」と「振替休日」があります。

「代休」とは、休日に働いた代償として、それ以降の別の労働日を休日として与えることを言います。

たとえば労働者を法定休日の日曜日に出勤させ、水曜日に「代休」を与えても、日曜日の休日に労働したことに変わりありません。この場合、会社は休日労働に対しての割増賃金（35%以上）のみを支払わなければなりません。

ただし、法定休日と所定休日では割増賃金率が異なります。例のように法定休日に労働した後日代休を取得したら35%以上の割増率になりますが、所定休日であれば25%以上の割増率になります。

一方「振替休日」は、本来、労働義務のない日と定められた休日を、事前に労働義務のある労働日に変更し、その代わりに他の労働日を休日に振り替えることを言います。休日の振替を行うためには、

- ① 就業規則に振替休日の規定をしておくこと
- ② 4週4休の休日を確保したうえで、振替日を特定すること
- ③ 遅くとも前日までに本人に予告すること

が要件となります。

「振替休日」では、振替日を事前に労働者に周知しておくことが必要になりますが、1週1日または4週4日の法定休日の要件を満たせば、事前に労働日と休日を入れ替わるだけなので、「休日労働」とはならず、割増賃金の支払いは必要ありません。ただし振替の結果、週の労働時間が法定40時間を超えた場合は、時間外労働として25%以上の割増賃金が必要です。

ご質問のように「代休」の場合は休日出勤した後で休みを取ったとしても、休日労働の割増賃金のみを請求できます。「代休」や休日出勤の割増賃金について、会社の就業規則の規定を確認してみましょう。

【ワンポイントアドバイス】

- ❖ 代休の場合は割増賃金の支払いが必要ですが、振替休日の場合はあらかじめ休日を入れ替えることになるので割増賃金の支払いは必要ありません。
- ❖ 代休や休日出勤の割増賃金について会社の就業規則の規定を確認してみましょう。